**仮置場と地上権契約との比較**　　　　　　　　　　　　　2022.6.6熊本一規

**１.　仮置場が営農賠償の対象となる理由は中間貯蔵施設にそのまま当てはまる**

[資料]東京電力「よくあるご質問へのご回答（2019年9月）」

　

・**この回答は、全く同様に、地上権契約にもあてはまる。**

　　　〇地域等の要請により農地を中間貯蔵施設とすることを余儀なくされた場合においては、

　　　　　……農地として利用可能になるまでは休業賠償の対象、となるはず。

 ・「農地として利用可能になる」までは休業賠償が必要であり、地権者に「農地として

利用する意思があるか否か」は関係がない。

　　　・契約期間の間、農業を営めない（農地として利用可能でない）のは、仮置場も中間

貯蔵施設も同じこと。契約期間の長さの違いだけ。

**２. 「損害期間が短期の場合は賠償対象,長期の場合は賠償対象外」は条理に反する**

「損害期間が長くなるにつれ、損害賠償額を多額にする」(①）のが当然。

そのうえで、「一定の期間よりも短い場合は賠償対象外にする」(②)ことはあり得る。

1. の例：漁業補償の制限補償（工事等のため一定期間漁業を営めないことに対する補償）

　　 　　　　　　制限期間率：1-1／(1+r)**n**[n:制限期間年数]を用いて、

　　 　　　　　　制限補償額＝消滅補償額×被害率α×制限期間率として算出([参考：制限補償]参照)。

1. の例：受忍限度論(軽微な損害は受忍限度内なので補償しない)

　　　　ところが、東電は、全く逆に「短期は賠償対象、長期は賠償対象外」としている。

　　　　　　　　しかも、短期と長期を分ける基準年数も不明確。

 　　　[参考：門馬氏レジュメ]

東電回答⇒仮置場は一時的、短期な土地の提供なので「対象」

　　 　　　　　 中間貯蔵未契約者は同施設の用に供されていると分からない「対象」

中間貯蔵地上権契約者は長期間土地を提供するので「対象外」

中間貯蔵譲渡者は営農意思・意向がないと判断で「対象外」

　　　・東電の主張は、新型コロナの休業補償で、

「休業期間が一週間の場合は休業補償が必要、一年の場合は不要」とする主張と同じ。

３．**「長期の場合は賠償対象外」の根拠は理不尽な詭弁**

　　・東京電力は、「長期の場合は賠償対象外」の根拠として、

「（地上権契約者は）長期間農業以外の収益で生活をされると判断したから賠償対

象外にした」旨、述べている（2022年4月28日営農賠償第1回交渉）。

この論理に基づけば、

ex1.新型コロナの休業補償で、休業期間が短期なら補償を要するが、長期なら補償は不要、ということになる。➩短期で済む場合も長期で設定しようとする。

ex2.漁業の制限補償で、制限期間が短期なら補償を要するが、長期なら補償は不要、ということになる。➩短期で済む場合も長期で設定しようとする。

ex1,ex2から分かるように、「長期の場合は賠償対象外」は理不尽なため、新型コロナ休業補償でも漁業の制限補償でも適用されていない。

・地権者がお願いして中間貯蔵施設用地にしてもらったのならともかく、地権者にお願いして中間貯蔵施設用地にしておいて（いいかえれば、長期に生計手段を奪っておいて）、「長期なので他の生計手段を得るはず」とは？！

さらに、「長期なので他の生計手段を得るはず」だから、営農賠償しないとは？！

**４．「未契約者は賠償対象,地上権契約者は賠償対象外」は不可解**

休業賠償額の算定式は、損害―収益＝休業賠償（マイナスの場合にはゼロ）

**・**したがって、（損害―収益）がプラスである限り休業賠償は必要。

∴収益の有無も収益期間の長短も休業賠償の要不要とは関係ない。

　 ・「2045年まで営農ができない」のは、未契約者も地上権契約者も同じ。

違うのは、「収益があるか否か」だが、収益は控除すればよいだけ。

[参考：制限補償(電源開発等に伴う損失補償基準細則 第13)]

 第13　　基準第30条（権利の制限に係る補償）は次により処理する。

　　　　１　漁業権等の制限に係る補償

1. 漁業権等の制限とは、当該権利に係る漁場の全部又は一部において、電源開発等の施行

　中及び施行後原状に回復するまでの期間当該漁業権等の行使ができなくなること……をいう。

　　　　　……

(3)漁業権等の制限に係る補償額は、次に掲げる額とする。

1. イ 電源開発等の施行中及び施行後原状に回復するまでの期間当該漁業権等の行使ができなくなる場合又は行使に支障を生ずる場合は、基準第22条の規定により算定した額に次の割合を乗じて得た額

　　　　　　　　α×｛(1+r)**n**-1｝／(1+r)**n**

α：被害率　漁業権の行使を制限されることにより生ずる純収益の平均減少率

　　　　　　　　　　ｒ：年利率　８％

　　　　　　　　　　n：制限期間年数

・制限期間率は、｛(1+r)**n**-1｝／(1+r)**n＝**1-1／(1+r)**n**